

10/12 受領

裁判長
認 印



第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (認 諾)

事 件 の 表 示	平 成 2 3 年 (受) 第 7 6 4 号
期 日	平 成 2 4 年 9 月 2 8 日 午 後 1 時 3 0 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷 の 法 廷 で 公 開
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	竹 内 行 夫 須 藤 正 彦 千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 白 畠 琢 史
出 頭 し た 当 事 者 等	上 告 人 代 理 人 宮 田 尚 典 上 告 人 代 理 人 吳 東 正 彦 上 告 人 代 理 人 茆 原 洋 子 上 告 人 復 代 理 人 田 村 勇 人 上 告 人 復 代 理 人 村 川 昌 弘 被 上 告 人 代 理 人 高 野 朋 子 被 上 告 人 代 理 人 大 久 保 達
指 定 期 日	
弁 論 の 要 領 等	
上 告 人 上 告 受 理 申 立 書 及 び 受 理 決 定 に お い て 排 除 さ れ た 部 分 を 除 い て 上 告 受 理 申 立 理 由 書 各 陳 述 被 上 告 人 上 告 答 弁 書 (請 求 の 認 諾) 陳 述 第 1 当 事 者 の 表 示 別 紙 当 事 者 目 録 記 載 の と お り	

第2 請求の表示

別紙請求の表示記載のとおり

上告人

本件認諾は無効である。

裁判長

訴訟終了宣言

裁判所書記官 白 畠 琢 史 (印)

(別紙)

当事者目録

宮崎市

上告人

同訴訟代理人弁護士

宮田尚典
吳東正彦
荻原洋子
秋田智佳子
安澤裕一郎
荒牧啓一
浅野則明
浅井嗣夫
青山定聖
伊澤正之
板根富規
石口俊一
岩淵敬
岩橋宣隆
石坂俊雄
井手豊繼
植松悟
植田勝博
田村勇人
村川昌弘

同訴訟復代理人弁護士

ほか

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

株式会社シティズ訴訟承継人

被 上 告 人	アイフル株式会社
同代表者代表取締役	川 北 太 一
同訴訟代理人弁護士	平 光 哲 弥
	高 野 朋 子
	大 久 保 達

(別紙)

請 求 の 表 示

請求の趣旨

被上告人は、上告人に対し、22万9420円及びうち22万3763円に
対する平成20年6月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払
え。

請求の原因

別紙請求原因記載のとおり（ただし、「原告」とあるのを「上告人」と、「被
告」とあるのを「承継前被上告人株式会社シティズ」と、それぞれ読み替える。）

(別紙)

請 求 の 原 因

(当事者)

- 1 原告は、ごく普通の市民（消費者）である。
- 2 被告は、消費者金融を営んでいる株式会社である。

(不当利得返還請求)

第1 取引経過

- 1 原告は、被告から、別紙過払金計算書のと通りの年月日・借入金額で金員を借り入れ、同計算書のと通りの年月日・返済額で被告に返済した。

第2 利息制限法による計算

- 1 被告は、悪意の受益者であるから、上記第1記載の原・被告間の取引を利息制限法の制限利率で計算すると、金22万3763円の過払金元本が発生している。また、平成20年6月18日までの過払金運用益（又は利息）は、金5657円である。
- 2 この過払金は、何ら法律上の原因なくして支払われたものであり、原告は被告に対し、不当利得元金22万3763円とその運用益（又は利息）返還請求権を有している。

第3 運用益返還義務問題（関連して民法704条の利息問題）

- 1 原告と被告間で締結された金銭消費貸借契約では、利息制限法所定の制限利率を超える年利率で算出される利息を取得できる約定となっている。
- 2 利息制限法1条1項により、このような約定は無効である。
- 3 被告は、制限利率を超過する年利率で算出された利息を受領している。
- 4 被告は、上記1ないし3の各事実を知っていた。
- 5 以上によれば、法律上の原因がないことについて被告の悪意が認められる。

よって、原告は被告に対し、不当利得金返還請求権に基づき、22万3763円の過払元金、確定利息5657円及び前記過払元金に対する平成20年6月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

以 上

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算								過払い利息計算			残元金 (-)は過払い残元金		
				貸金業法第14条(別表)による期間計算				初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)					
				利息計算期間 自 ~ 至	期間	閏年に該当する日数	平年に該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額	利率5%, 円未満四捨五入	利息	利息累計		元金入金額	
1	H18.5.1	1,000,000															1,000,000
2	H18.5.31		40,000	H18.5.1 ~ H18.5.30	30		30	15.00%	12,328		27,672						972,328
3	H18.7.3		41,977	H18.5.31 ~ H18.7.2	33		33	15.00%	13,186		28,791						943,537
4	H18.8.1		38,457	H18.7.3 ~ H18.7.31	29		29	15.00%	11,244		27,213						916,324
5	H18.8.31		38,848	H18.8.1 ~ H18.8.30	30		30	15.00%	11,297		27,551						888,773
6	H18.9.29		37,715	H18.8.31 ~ H18.9.28	29		29	15.00%	10,592		27,123						861,650
7	H18.10.31		39,552	H18.9.29 ~ H18.10.30	32		32	15.00%	11,331		28,221						833,429
8	H18.12.4		40,588	H18.10.31 ~ H18.12.3	34		34	15.00%	11,645		28,943						804,486
9	H19.1.9		41,574	H18.12.4 ~ H19.1.8	36		36	15.00%	11,901		29,673						774,813
10	H19.2.2		32,742	H19.1.9 ~ H19.2.1	24		24	15.00%	7,641		25,101						749,712
11	H19.3.1		34,489	H19.2.2 ~ H19.2.28	27		27	15.00%	8,318		26,171						723,541
12	H19.4.2		37,504	H19.3.1 ~ H19.4.1	32		32	15.00%	9,515		27,989						695,552
13	H19.5.1		35,116	H19.4.2 ~ H19.4.30	29		29	15.00%	8,289		26,827						668,725
14	H19.6.6		39,270	H19.5.1 ~ H19.6.5	36		36	15.00%	9,893		29,377						639,348
15	H19.7.2		32,473	H19.6.6 ~ H19.7.1	26		26	15.00%	6,831		25,642						613,706
16	H19.8.14		42,694	H19.7.2 ~ H19.8.13	43		43	15.00%	10,844		31,850						581,856
17	H19.9.5		29,376	H19.8.14 ~ H19.9.4	22		22	15.00%	5,260		24,116						557,740
18	H19.10.5		33,856	H19.9.5 ~ H19.10.4	30		30	15.00%	6,876		26,980						530,760
19	H19.11.5		34,054	H19.10.5 ~ H19.11.4	31		31	15.00%	6,761		27,293						503,467
20	H19.12.14		39,923	H19.11.5 ~ H19.12.13	39		39	15.00%	8,069		31,854						471,613
21	H19.12.17		695,957	H19.12.14 ~ H19.12.16	3		3	15.00%	581		695,376						-223,763
22	H20.6.18			H19.12.17 ~ H20.6.17	184	169	15										-223,763
											-5,657	-5,657		-223,763	過払発生当日算入		
											元利合計=		-229,420				

- 8 -

これは正本である。

平成24年10月4日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史

